

令和3年6月11日

それでは、呼びかけを行わせていただきます。

まず、5月9日にまん延防止等重点措置が本県に適用されてから約1ヶ月が経ちました。この間、県民の皆様、事業者の皆様におかれましては、本当に厳しい要請の中を、ご協力をいただきまして、あらためて感謝申し上げたいと思います。

後に説明いたしますけれども、皆様のご協力によりまして、感染につきましては、一定減少傾向にあるものの、期限の20日まで、全県でまん延防止等重点措置に取り組み、感染を徹底的に抑え込む。特に生活経済文化圏をともしする、愛知県、岐阜県と3県一体となって、20日の期限までしっかりと面的に広域に対応を行って、感染を押しえ込んでいく。そういうふうにならなければならないと考えておりますので、県民の皆様、事業者の皆様におかれましては、引き続きの警戒と引き続きのご協力をぜひともよろしくお願いしたいと思います。

他方、感染の実態に合わせて、特に重点的に措置を講じる区域については見直しを行い、四日市のみとさせていただきたいと考えております。

(資料を掲示) 順次スライドなど活用して説明したいと思いますが、まず現在の感染状況です。措置が適用となった5月9日、病床使用率は59.2%ありましたが、現在、昨日までに27.8となっています。あわせて、1週間ごとの感染者数も適用のこの入っている週は、1日平均45.7人でしたけども今は16.4。今日現在でいくとさらに下がってくると思います。

重症病床も、措置適用時は34%でしたが、現在15.8ということであります。

県民の皆様のご協力によるものでありますけど、まだ27や15というのは、比較的高いと我々考えておりますので、予断を許さない状況が続いています。

次お願いします。先ほど言いましたように、3県一体で取り組む必要があると申し上げましたけれども、ここにありますとおり、三重県の数字ありますけども、愛知県岐阜県も、それぞれ県民の皆さんや事業者の皆様のご協力により、感染は減少傾向になっていきますけれども、まだ高い水準にありますので、3県一体となって、面的にしっかり対応していく必要があると考えております。

そのようなことから、先ほども冒頭に申し上げましたとおりでありますけれども、あらためまして、まん延防止等重点措置、20日まで。全県でまん延防止等重点措置を行ってまいります。ぜひともこの20日まで感染を徹底的に押しえ込んでいきたい、3県一体となってやっていきたいと思っておりますので、どうか県民の皆様、事業者の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

一方で感染の実態に合わせて、特に重点的に措置を講じる区域については、この四日市市のみとさせていただきたいと思っております。

次いきましようか。

特に重点的に措置を講じる区域が、6市5町が外れる、除外されるということになりま

すけども、それによって何が変わるかということを一覧にしてみました。

この6市5町におきましては、酒類の提供を行わないということは解除になります。それから、結婚式場などでの酒類の提供の自粛は解除になります。それから、1000平米を超える劇場ホテルなどの営業時間の短縮は解除になります。逆に言うと、この3つだけです。それ以外はそのままです。

法律による、例えば時短の要請は、31条の6という罰則のある条文から、24条9項というお願いをする条文には変わりますけれども、措置自体は変わりません。ですので措置自体で変わるのは今言った3つだけです。それ以外は今までと同じでありますので、警戒をゆるめずぜひお願いをしたいと思います。まあ細かいことをいうとまたちよつといろいろありますけど。これ以外はそのままです。

(資料を掲示) お願いします。

ですので、県民の皆さんに引き続きお願いしたいことです。20時以降、飲食店にみだりに出入りすることは避けてください。これ引き続き全県の時短は続いてますから、全県の時短は続いてますので、20時以降のみだりに出入りをするのは避けてください。大人数長時間の飲食は避けてください。県内も日中も含め外出や移動を、生活の維持に必要な場合を除いて避けてください。県境を越える移動は避けてください。これは全県、今までと変わりません。今までと変わりません。県外の皆さんも、三重県への移動を避けていただく、そういうご協力をお願いします。

次お願いします。

事業者の皆様へですけれども、全県で時短が続きます。全県で時短が続きます。心苦しいお願いでありますけれども全県で時短が続きます。

重点措置区域内の飲食店では、酒類の提供を行わないということになります。それから全県でカラオケ設備の利用は自粛していただきます。これは変わりません。全県です。カラオケボックスなども同じです。

四日市市、重点措置区域だけは、この1000平米超の営業時短が続きます。ということでもあります。

あとは、テレワークの推進、オンライン会議の活用の促進などをお願いしたいと思います。

次お願いします。

ここからは、県が講じる措置等についてですが、職域接種のプロジェクトを作りました。相談窓口も設置しております。

次お願いします。

今日の朝現在で、20の企業、大学などから申請を受け付けまして、接種予定人数は申請のあるものを単純に積み上げますと、61340人となっていて、公表可と書いていただいている企業について確認しましたところ、近鉄さん、それから三重大学さん、それから住友電装さんについては、企業名とか大学名、公表可ということでありましたので、現在、公表させていただきます。

また、今後決まっていったら、それぞれ企業や大学などにおいても、公表していただけることになるかと思いますが、現時点では、今申し上げたところが公表可ということになっていまして、その3つを含めて、20の企業ということでもあります。

次お願いします。

これは前に報告しましたが、社会的検査は引き続き7月末までやっていきます。集中的に取り組んでやっていきます。この13の市町です。

それから抗原定性検査キットを配布して、体調が悪い人とか早めに発見して、感染拡大を防止していきたいと思います。これは外国人を雇用する事業所のみならず、6月下旬ぐらいから、あらためて医療機関、高齢者施設に対しても、約10万回分の定性検査キットの活用促進のために配布を行います。

次お願いします。

ここに書いてあるような支援策を引き続きやってまいります。

次お願いします。

ここですね。措置区域が変わりますので、協力金の条件等が変わってきます。今回13日から措置区域から除外される地域につきましては、14日以降は、時短続いていますので、時短をしていただいた場合の単価がこういうふうになるのと、一方で酒類の提供は可能になるということですが、カラオケ設備の提供は停止の要請をしています。こういうふうになります。単価と酒類の提供というのが変わります。重点措置区域として続く四日市市内は、こういう形で、単価同じですし、酒類の提供を行わないということも、継続されています。

その他の、12市町以外の17市町の飲食店におきましては、時短は続いています。引き続き県内全域で、時短は続いていますし、カラオケ設備の提供を行わないということも続いています。まあというような状況であります。

次お願いします。

これは集客施設のところでありますけども、11市町につきましては、6月14日から通常営業していただいても構いませんが、四日市市内につきましては、20時までという要請をしています。お問い合わせとかがどうやらあるようですけれども、この協力金等について、支給条件で、すべての施設で、その大規模集客施設の中で、すべての施設が時短要請に全面的にご協力いただいていることが支給条件になるということでもあります。

次お願いします。

あんしんみえリア申請受け付け中でありまして、観光のもこれから作ります。こういう形で受付開始になっているということでもあります。

次お願いします。あ、これで最後ですね。ということです。

以上、繰り返し申し上げますけれども、ここまで1ヶ月間、まん延防止等重点措置の取り組みに対し、県民の皆様、事業者の皆様、本当に心苦しいお願いをしている中で、厳

しい要請をしている中で、ご協力いただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

20日まで、まん延防止等重点措置が全県で続きますので、引き続きの警戒とご協力をお願いしたいと思います。

あわせて3県一体で徹底的に抑え込んでいくということでもあります。感染の実態に合わせて、区域は、特に重点的に措置を講じるところについては、四日市のみになりますが、繰り返しますが、まん延防止等重点措置は全県で、20日まで行いますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

私からは以上です。